

にいがた環境フェスティバル2026開催業務仕様書

第1 業務概要

1 目的

本県の豊かな自然・環境を保全し未来へ引き継ぐため、本事業においては、新潟県環境賞等の環境に関する表彰式、県内で活動する環境保全団体・企業・行政等による展示や体験企画等のイベントを通じ、本県の豊かな自然環境の発信と、地球温暖化対策・資源循環型社会の構築・生物多様性の保全などの環境の課題についての普及啓発を行うことで、ライフスタイルや事業活動を環境に配慮したものに变化させ、脱炭素社会の実現や持続可能な社会の構築へ繋げることを目的とする。

2 名称、開催日、会場等

(1) 名 称: にいがた環境フェスティバル2026 (以下「イベント等」という。)

※ 企画内容に応じて名称を提案することも可。

(2) 開催日: 令和8年11月28日 (土)

(3) 会 場: JR新潟駅ガタリウム、南口中央広場

(住所: 新潟市中央区花園1丁目1-1)

※ 会場は県で仮予約済み (当日: 11月28日、準備日: 11月27日) だが、本申込み及び会場調整は委託業者にて行うこととし、会場使用料は見積金額に含めること。

※ 会場の使用範囲については、各施設管理者へ問い合わせること。

・ガタリウム: (株) ジェイアール東日本企画

・南口中央広場: 新潟市中央区建設課

(4) 参加者目安: 提案による

(参考) 過去実績

R7: 約2,500人 R6: 約2,500人 R5: 約1,000人

R4: 約1,500人 R3: 約1,000人 R2: 約1,200人

R1: 約3,000人 H30: 約1,000人

(5) 入場料: 無料

第2 委託業務内容

1 企画立案

以下のすべての要素を取り入れた企画を提案すること。

- ・ 脱炭素型ライフスタイルへの転換に係る普及啓発については、気候変動の現状や将来の見通し等の背景情報を含む教育・知識の提供に加え、体験的な学びの機会を設けること。また、イベント等への参加後も、参加者が脱炭素型ライフスタイルを意識・実践できるような工夫を加えること。
- ・ 資源循環型社会の構築に係る普及啓発については、県民向けプラスチッ

クゴミ削減に係る企画を行うこと。

- ・新潟駅という不特定多数の来場者が集まる場の特性を生かし、幅広い年代の県民、事業者、NPO等に環境への関心を持ってもらえるよう、コンテンツに工夫を加えること。
- ・環境問題に関して理解を深めることができ、環境問題への関心が低い層にも参加の働きかけができるよう工夫するとともに、表彰式・作品展示とブース出展との間に回遊を促す工夫を加えること。

(1) 必須事項

① 新潟県環境賞等の表彰式の開催、作品展示

詳細は別添「新潟県環境賞等表彰式の実施及び作品展示について」を参照。

② ブース出展

出展者の選定に当たっては、県と協議の上、民間事業者等へ出展の募集も行うこと。

③ 小型FCバスの展示に係る調整

県が別途小型FCバスを展示する予定であるため、当該展示業務の受託業者と必要な調整を行うこと。(新潟駅南口中央広場にて、小型FCバス(W7m×H2.1m)の展示を想定。)

④ イベント等の効果検証

来場者アンケート等によりイベント等の効果検証を行い、報告すること。

(2) 任意事項

- ・上記(1)以外の内容は、「1 目的」を踏まえた上ですべて提案によるものとする。
- ・相手方の了解が得られた場合は、市町村・民間イベント等との連携も可能とする。
- ・表彰式を含むイベント等のほか、開催前後の広報やその他の手法による効果の高い普及啓発等があれば独自に提案すること。

2 全体計画の作成、業務管理

- ・契約締結後2週間以内に、県との打合せを踏まえて全体計画書を作成し、提出すること。
- ・全体計画書には、イベント等の具体的な実施事項、警備計画、環境配慮計画のほか、スケジュール、責任者等を記載すること。
- ・業務は全体計画に基づいて実施することとし、全体計画を変更する必要がある場合は、県と協議の上、変更すること。
- ・県と適宜打合せを行い、進捗や課題、今後の予定を確認すること。

3 イベント等の開催調整、設営、準備、運営、撤去

- ・原則としてイベント等開催に係る調整の一切を行うこと。
- ・関係者との調整に真摯に取り組み、円滑なイベント等運営に努めること。

- ・ 運営マニュアルを作成し、適切に運営を行うこと。
- ・ 綿密な計画を作成し、十分な人員の配置、関係者への事前説明や調整を行った上で、余裕をもって事故のないように作業を行うこと。
- ・ 屋外展示ブースの設営・運営計画は、荒天時における参加者及び出展者の安全対策やリスク管理に十分考慮したものとする。
- ・ 防災管理、食品衛生管理（食品を取り扱う場合）及び感染症対策を適切に行うこと。
- ・ 食品ロス（食品を取り扱う場合）及びプラスチックごみ削減など環境に配慮した計画とする。
- ・ イベント等の実施に必要な官公庁等への許認可申請などの手続業務を行うこと。
- ・ 十分な人員を配置し、来場者など会場内にいる人々の安全確保に努めること。

4 広報全般

- ・ 効果的な広報により、開催の周知を図ること。
- ・ 周知方法も含めて提案すること。

第3 委託料

1 委託料に含めるもの

- ・ 会場使用料（必要な日分：当日（11月28日）：330千円（税込）、準備日（11月27日）：110千円（税込））
- ・ 人件費
- ・ 物品・資材の調達費用
- ・ 広報に要する費用
- ・ 表彰式用のパンフレット等の印刷費用
- ・ 廃棄物処理費用
- ・ 感染症対策費

上記のほか「2 委託料に含めないもの」を除く本委託事業の実施に必要な全ての費用を含むものとする。

2 委託料に含めないもの

- ・ 「第2 委託業務内容」1(1)①の表彰式に係る賞状及び記念品の作成費用、受賞者・付添者の旅費
- ・ 「第2 委託業務内容」1(1)③の小型FCバスの展示に係る費用
- ・ イベント等の実施に係るカーボン・オフセットの実施（クレジットの購入費用）

第4 協賛について

受託者は、以下の条件のもと協賛企業・団体等から協賛金又は協賛物品（以下「協賛金等」という。）を募集し、本イベント等の拡充又は新たな企画を実施する場合に限り使用することができる。

本業務に係る企画提案書において、協賛金等の使用用途の案を提出すること。

協賛金等を募る場合、協賛企業・団体等の募集（ホームページ等による募集を含む）、連絡調整、協賛金等の管理は受託者が行うこと。また、あらかじめ募集の方法、協賛企業等に与える特典、協賛金等の管理方法、用途等について県と協議すること。

受託者は協賛しようとする企業・団体が新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないことを確認し、県へ報告すること。

県の求めに応じて、協賛金等の収受、使用等の状況を報告すること。

第5 成果品

- ・ 実績報告書（参加者数、アンケート調査結果、記録写真を含んだA4判カラー）5部
- ・ 全体計画書、運営マニュアル、広報用に作成した成果物、イベント等当日に配布した印刷物、記録写真、アンケート集計結果並びに実績報告書のデータを記録した電子媒体（DVD-R等）一式
- ・ 協賛企業・団体を募集した場合、収支等報告書

第6 著作権等の取扱い

- ・ 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、新潟県が保有するものとする。
- ・ 受託者は、自ら作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- ・ 成果物の中に受託者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されるが、可能な限り、新潟県が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾すること。
- ・ 成果物の中に第三者の著作物が含まれる場合、その著作権は第三者に留保される。この場合、受託者は利用許諾を取得するとともに、可能な限り、新潟県が第三者に二次利用することを許諾することについても許諾を得ること。
- ・ 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意すること。
- ・ 納入される成果物に既存著作物又は第三者の著作物が含まれる場合には、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこと。

第7 その他事項

- ・ 仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議の上決定する。
- ・ 委託業務の実施に当たっては、県と必要な協議及び打合せを十分行い、その指示に従って業務を進めるものとする。

- ・ 感染症拡大等により、県が、イベント等の内容の縮小または中止を判断する場合がある。その場合、キャンセル料や各種制作物の制作費等、それまでの委託業務に伴って発生する経費については、協議、内容精査の上、県が実費を負担する。
- ・ 縮小や中止の場合であっても、県が受託者と協議の上、それまでの制作物等を有効活用した代替イベント等に振替えることを想定している。
- ・ キャンセル料等の実費負担、代替イベント等への振替などは、全て委託契約額の範囲内での対応とする。
- ・ イベント等の開催についてカーボン・オフセットを実施するため、イベント等当日に主催者が使用する機器の電気や燃料等の使用量及び印刷物を作成する場合は印刷物の印刷に要した電気使用量を把握し、実績報告書に盛り込むこと。

別添

新潟県環境賞等表彰式の実施及び作品展示について

1 表彰式実施

県が別途募集・審査を行う以下の表彰等について、受賞者に対する表彰式を実施する。

- ① 新潟県環境賞
- ② 新潟県環境保全ポスターコンクール
- ③ 新潟県優良リサイクル事業所
- ④ 新潟県エコ事業所
- ⑤ 愛鳥週間用ポスター原画コンクール新潟県大会
- ⑥ 環境保全功労者等環境大臣表彰 伝達表彰

【留意事項】

- ・ 実施に際しては、県の担当者と連携、協力し運営に当たること。
- ・ イベント等の1か月前までに進行台本及び役割分担表を作成すること。
- ・ スタッフによるリハーサルを実施すること。リハーサルには県の職員も参加する。
- ・ 受賞者に対する事前の連絡調整は県が実施する。
- ・ 受賞者の取組を紹介するパンフレットを作成すること。
※粗原稿は県が提供するので、体裁を調整の上、作成すること。
※パンフレット印刷を行わず、電子データのための配布も可とする。なお、パンフレットを印刷して配布する場合、A4判冊子、両面カラー26ページ程度、120部を想定。
- ・ 表彰式の終了後、①～⑥の受賞者（団体）ごとに記念写真の撮影を行うこと（カメラマンによる撮影）。写真のデータは、イベント等終了後、県に納品すること。

※令和7年度の状況（参考）

令和7年度に開催した同様の表彰式及び写真撮影の所要時間（リハーサル・受付時間除く）1時間程度で、受賞者（団体）数は合計25であった。

2 作品展示

会場に以下の作品を展示すること。（B3判縦、合計50作品程度を予定）

- ・ 新潟県環境保全ポスターコンクールの受賞作品
- ・ 愛鳥週間用ポスター原画コンクール新潟県大会の受賞作品

【留意事項】

- ・ 展示するポスターは、額装した状態で県から支給するため、額縁の用意は不要とする。（額縁のサイズは、W：450mm、H：560mm程度を予定）